

船舶国籍証書の検認申請

【根拠法令】船舶法第5条の2第1項

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

船舶国籍証書の交付(又は前回検認)を受けた日より、

- ・ 総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年
 - ・ 総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年
 - ・ 木製船舶は1年
- を経過した後、国土交通大臣の定める期日まで

【申請書様式】

船舶国籍証書検認申請書〔第8号様式(船舶法第30条の3関係)〕

【添付書類】以下書類 各1通(手続き完了後に申請者(又は委任を受けた海事代理士)へ返却します)

- 船舶国籍証書(原本) (※1)
- (船舶国籍証書が電子で交付されている場合)証書等の受領に関する情報
- (検認期限指定書又は船舶国籍証書提出期日延期許可(指定)書が交付されている場合) 交付された各書類 (※1)
- 船舶の登記事項証明書(登記簿謄抄本) (※2)
- 法人の登記事項証明書(登記簿謄抄本) (※2)
- 船舶所有者の住民票(新規登録又は前回検認日の翌日以降のもの)
 - (ア) 会社所有の場合は、代表者全員と業務執行役員(常勤)の2/3を越える役員の住民票
 - ※たとえば、代表者2人とは別に業務執行役員(常勤)3人が在職している場合、代表者2人分に加え、少なくとも業務執行役員(常勤)2人の住民票(計4人分)が必要です
 - (イ) 会社以外の法人所有の場合は、代表者(代表理事)全員の住民票
 - ※代表者(代表理事)を定めていない場合は、理事全員の住民票が必要です

(※1)実船検認の場合、いずれも写しの添付で差し支えありませんが、船舶測度官の訪船(臨検)時に原本確認を行います

(※2)登記事項証明書(登記簿謄抄本)は登記所(法務局等)にて取得可能であり、検認申請の3ヶ月以内に交付されたものがが必要です

【手数料】 なし

【申請先】 船舶所在地の最寄りの地方運輸局又は運輸支局等

【申請にあたっての留意点】

・書類の確認後、船舶の同一性確認のため船舶測度官が訪船(臨検)いたします。(実船検認)

については、訪船(臨検)の日時・場所等を調整する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※総トン数 5000トン以上の船舶や官公庁が所有する船舶は実船検認の対象外となります

・プレジャーボートやモノコック告示の適用船舶については、特定の要件を満たした船体写真を提出いただくことで実船検認を省略できます。詳しくは最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

・実船検認の有無にかかわらず、日にちに余裕をもって検認申請を行ってください。

船舶国籍証書検認申請書	
番 号	1 2 3 4 5 6
種 類	汽船
船 名	横浜オーシャン
船 籍 港	神奈川県横浜市
船 質	鋼
総 ト ン 数	4 9 9 トン
所有者の氏名又は名称及び住所	株式会社国土汽船 神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目 1 番 1 号 (* 船舶国籍証書の記載にあわせる。下にある申請者の記載も同様) 不可の例：(株)やーなどの略字、1丁目 (丁目の前のアラビア数字)
<p>令和5年4月1日</p> <p>住所は「- (ハイフン)」など使わずに「丁目」「番地」など正式な記載とする ↓</p> <p>申請者 住所 神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目 1 番 1 号</p> <p>氏名又は名称 株式会社国土汽船 代表取締役 国土 太郎</p> <p>(* 「代表取締役」など当該申請において権限を有する者)</p> <p>関東運輸局長 殿 ← 提出先の管海官庁 (運輸局・運輸支局・海事事務所) の長あて</p>	

申請官庁にて訂正可 ←必要に応じてご記入ください

(日本産業規格A列4番)

備考 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。